

川本町地域おこし協力隊員

「農業研修生」募集要項



島根県川本町は、人口約3,200人、緑に囲まれた自然あふれる小さな町です。一級河川江の川を有し、古来より水運により石見銀山（世界遺産「石見銀山遺跡」）の玄関口として石見地方の要衝「交流のまち」として発展してきました。

川本町の農業

川本町の主要な農業は水稻ですが、近年ではエゴマ栽培も盛んになってきており、「川本のエゴマ油」が注目されています。また、水稻農業では、集落営農が法人経営に発展し、経営拡大を図っています。

しかしながら一方では、急激な人口の減少や高齢化等、様々な社会環境の変化により、農業の担い手も減少しています。そこで、就農を希望される方が農家等で研修を行うことによって、農業の担い手の育成を進めており、地域の皆さんと協力しながら農業の活性化に取り組んでいただける地域おこし協力隊を募集します。

本町では、2011年度から地域おこし協力隊の制度を導入し、これまでに30名の隊員を委嘱し、現在11名の隊員（農業研修生2名）が地域の方と一緒に活動しています。

1. 募集内容

- (1) 職種名：農業研修生
- (2) 募集人数：1名
- (3) 募集期間：令和3年6月1日～令和3年11月30日※必着
- (4) 活動場所：川本町内
- (5) 委嘱日：令和4年4月1日（予定）※隊員の転入日を考慮のうえ決定します。

2. 活動内容

- (1) 研修作物：エゴマ
- (2) 研修先：(株)オーサン
- (3) 研修内容：エゴマの栽培・搾油・販売のノウハウを学ぶ
解嘱後は研修先のエゴマビジネス部門への就職または、自営就農を選択できます。
- (4) 他の隊員と連携した、川本町内の地域活性にかかるイベントの企画・サポート・運営

3. 応募資格

以下の（1）～（8）の要件をすべて満たすこと。

- (1) 令和4年4月1日現在で20歳から概ね40歳までの方。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たし、川本町地域おこし協力隊として委嘱後、生活の拠点を本町に移し、本町の住民基本台帳に記録されることができる方
 - ① 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住されている方※
 - ② 本町以外で、地域おこし協力隊として同一地域での活動経験が2年以上あり、かつ解嘱後1年以内の方
 - ③ JETプログラム終了者（2年以上JET参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内）の方

※地域要件の詳細については、総務省「地域おこし協力隊」のwebページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000717676.pdf



- (3) 普通自動車運転免許を持っている方、または採用までに取得予定の方
- (4) パソコン操作（必要書類の作成、SNSによる情報発信等）できる方
- (5) 自身も地域住民として、地域の特性や風習などを尊重し町民と積極的にコミュニケーションを図るとともに、自治会や地域行事等に積極的に参加できる方。
- (6) 川本町の農作業補助及び農作業支援を通じた農業振興及び地域振興に関する研修に意欲的に取り組み、研修終了後も本町で就農・就職を希望する方。
- (7) 地方公務員法第16条※に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
※地方公務員法第16条の規定とは、例えば、ご自身が「成年被後見人又は被保佐人」に該当する場合は、募集対象から外れます。（他にも欠落条項の規定あり）

6. 身分

「川本町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。隊員は、本町の委嘱を受け、役務の提供等に対する謝礼として業務委嘱契約に基づく報償金の支給を受けるものとし、隊員と本町、隊員と研修先の雇用関係は存在しません。

6. 委嘱期間

- (1) 初年度任命期間は、任命日から令和5年3月31日までです。
- (2) 活動状況・実績等を勘案し、最長3年まで延長します。
- (3) 協力隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

7. 活動時間及び活動日数

- (1) 活動日数：月16日以上
- (2) 活動時間：原則研修先の就業時間に沿ってください。
※毎月末に月報で活動報告していただきます。
※活動内容により1日当たりの活動時間及び1ヵ月当たりの活動日数は、所管課担当者及び研修先と協議の上、調整できるものとします。

8. 待遇・福利厚生等

(1) 報償費

月額200,000円

雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は、各自で負担していました。

(2) 地域おこし協力隊活動支援補助金制度

活動支援補助金1,000,000円程度／年度

地域おこし協力隊員の趣旨〈地域の活性化と隊員の3年後の定住〉に沿った活動に要する経費に対し、隊員の活動支援を目的として交付される補助金です。

※利用には年度初めに活動申請書の提出が必要です

(利用例)

① 住居借上料：全額利用可能。

※転居にかかる費用、自治会費、生活備品、水道光熱費等は個人負担となります。

② 車両借上料：活動に使用する割合に応じて利用可能です。(按分率を設定)

③ その他活動に必要となる備品や研修費は、補助金の範囲内において利用可能です。

9. 就農・定住支援

- (1) 地域活性化団体「かわもと暮らし」が研修、定期面談や活動の支援を行います。
- (2) 新規就農に向けたサポート、協力隊以外の補助金制度利用、農地の借り入れなどは川本町役場産業振興課、島根県農業公社が支援します。

10. マッチング支援

地域おこし協力隊の応募を検討している方が地域活動等を体験することにより、隊員採用の促進と、ミスマッチを防ぐため、かわもと移住体験プログラムを実施しています。応募前にご参加ください。

- (1) 日 程：日帰りから 2 泊 3 日

※農業研修生は 7 日間程度になります。別途お問い合わせください。

- (2) 対 象 者：川本町地域おこし協力隊を検討中の方（ご家族での参加も可能）

- (3) 参加費・宿泊費無料 ※ただし、現地までの往復の交通費・食事代・保険料は自己負担。

- (4) お申込み・詳細については川本町移住サイト「かわもと暮らし」を参照

<https://kawamotog2020.testg02.susanoo-inst.com/form/experience-program/>



11. 応募手続

- (1) 受付期間

令和 3 年 6 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日 ※必着

- (2) 応募方法

郵送または持参

- (3) 提出書類

- ① 川本町地域おこし協力隊隊員応募用紙

※様式は町の HP からダウンロードできます。(PC 作成可)

- ② 活動目標レポート (A4 用紙で 1000 文字程度。書式自由、PC 作成可)

ご自身自己 PR、3 年間の農業研修目標、現時点での 3 年後の進路、この 3 点をふまえたレポートを作成してください。

- ③ 住民票抄本の写し (1 か月以内のもの)

- ④ 2 年以上続けて地域おこし協力隊または JET プログラムで活動し、かつ、解嘱から 1 年以内であることが確認できる書類 (委嘱状・解嘱状の写しなど) 【地域おこし協力隊または JET プログラム経験者で、地域要件の特例の適用を受ける方のみ】

※提出された書類は返却いたしません。

※提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

12. 選考

- (1) 1 次選考 (書類選考)

結果は文書にて通知

(2) 2次選考

第1次選考合格者を対象に、川本町役場庁舎にて令和3年12月上旬（予定）に第2次選考（面接）を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※第2次選考（面接）に要する交通費・宿泊費等は個人負担とします。

(3) 結果報告

2次選考後、合否を文書又はメールで通知します。

転入日、任命日等は所管課担当者と協議のうえ調整できるものとします。

なお選考経過については一切お答えできません。

【お申込み】

川本町役場 産業振興課 農林振興係

住所：〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3

TEL：0855-72-0636

Mail : sangyou@town.shimane-kawamoto.lg.jp

【お問い合わせ】

地域活性化団体「かわもと暮らし」（担当：浪崎）

住所：〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本 608-1

TEL：0855-74-2110

Mail : info@kawamotogurashi.jp

HP : <http://www.kawamotogurashi.jp/>

